CHUGIN GLOBAL NEWS

ちゅうぎん海外ニュース

2023 APR (Vol.71)

CONTENTS

海外拠点ニュース 2
株式会社中国銀行　バンコク駐在員事務所
新興国ニュース第７１回海外最新ビジネス情報 5
株式会社東京コンサルティングファーム
ベトナムのいまとみらい＜第４回＞　ベトナム研修のすすめ 8
みらいコンサルティンググループ　Nippon MIRAI Company Limite d
Hanoi Office Branch Director 社会保険労務士 山本　真佑氏
タイ法令の最新情報 11
Asia Alliance Partner Co.,Ltd.(AAP)（マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー）
中小企業の軽減税率適用から外資系企業が除外へ＜マレーシア＞ 14
Kato Business Advisory （マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー）
Managing Director 日本国公認会計士　加藤 芳之氏
＜中国本土への入国・香港との往来まとめ＞ 16
香港マイツビジネスコンサルティング

・本情報は、作成時の情報に基づくもので一部内容に変更がある場合があります。
・本情報は、信頼できる資料により作成しておりますが、当行がその正確性、安全性を保証するものではありません。
・本情報は、当行都合により通知なしに内容の変更・中止を行うことがあります。
・本情報は、法律の定めのある場合または承諾のある場合を除き、複製・複写することはできません。
・本情報は、お客さまへの情報提供のみを目的としたもので、取引の勧誘を目的としたものではありません。
お取引に関する最終決定は、お客さまご自身の判断でなされますようお願い申し上げます。
・本情報についてのご照会は、最寄りの中国銀行の本支店、国際部または海外駐在員事務所までお願いします。

海外拠点ニュース

タイの銀行サービス

株式会社中国銀行
バンコク駐在員事務所

中国銀行バンコク駐在員事務所のアリスと申します。2022 年 8 月に入社しました。高校生の時から日本の事、アニメ、漫画、SMAP が好きで日本語を勉強しました。大学卒業以降、日系企業で働いています。幼稚園、秘書、事務、営業、ツアーガイド（日本でタイ人の観光案内）などの経験があります。バンコク駐在員事務所ではタイで販売先、仕入先の探索を行いたいという日本のお客様のニーズにお応えしてタイローカル企業へのアプローチのお手伝いをしています。皆様のお役に立ちたいと考えていますので、お困りのことがありましたら遠慮なく連絡ください。よろしくお願いいたします。

今回はタイの銀行のサービスについて紹介したいと思います。

＜銀行数・営業時間＞

日本には 122 の商業銀行がありますが、タイは日本より少なく 17 しかありません。2019 年時点でタイ国内に 6,939 の支店がありましたが、デジタル化の加速で現在は 5,276 支店まで減っています

銀行の営業時間は路面店で 8 時 30 分～16 時 30 分で土日祝は休み、ショッピングセンター内の店舗の場合、10 時～ 20 時で毎日営業しています。路面店もショッピングセンター内の店舗も金融機関毎に営業時間が異なるのが特徴です。

＜ATM＞

銀行の ATM はコンビニ、デパート、ガソリンスタンド、観光地周辺など様々な場所にあり 24 時間いつでも手数料無料で使うことができます。利用回数に制限はありますが、取引金融機関以外の ATM も無料で利用することが出来ます。(月 3 回まで無料)

＜アプリ＞

スマートフォンのアプリで銀行のサービスが 24 時間利用出来ます。振込手数料は取引金融機関宛て、他行宛て共に無料です。口座を開設することもできます。日本と違うのはカードを持っていなくても現金の引き出しが出来ることです。これは非常に便利で日本の銀行とは違う部分です。
現金の引出方法を簡単に説明します。

［アプリ］

1. 引出を選択
2. 金額を選択
3. 金額を確認

［ATM］

4. カードレス引出選択
5. QR コードを生成

［アプリ］

6. ATM の QR コード読込
7. 出金

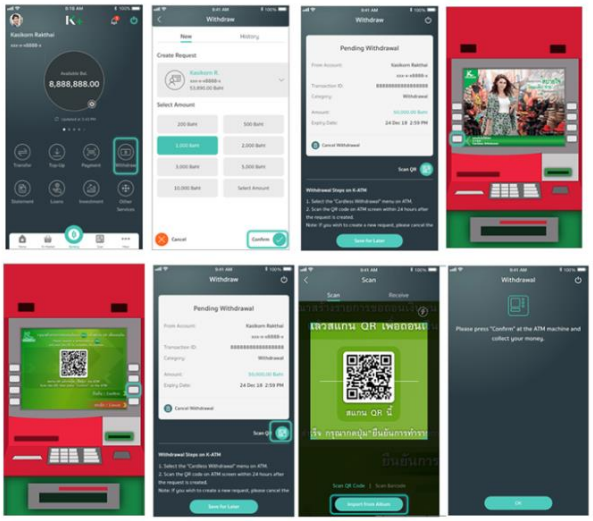

*写真はカシコン銀行の WEB サイトから

また、コロナ以降 QR コードでの決済が急激に普及しています。アプリで QR コードを読み取りお金を送金する、アプリで生成した QR コードを読み取ってもらいお金を受け取ることが出来ます。タイでは大小様々な店舗で QR コードによる支払が可能です。例えばレストランやスーパー、小規模な商店、屋台、タクシーなどで利用することが出来ます。

以下の写真のような屋台でも QR コードで決済出来、デジタル化が進んでいると言えます。もちろん振込手数料は無料です。

タイ政府が主導する Prompt Pay（プロンプトペイ）というサービスもあります。Prompt Pay はいつでもすぐに払えるという意味です。

タイ政府は 2017 年からこのサービスを開始し利用者増加に向けて力を入れています。国からの助成金受け取りや税金還付はこのサービスを通すとスムーズに行うことが出来ます。また個人間でもお金のやり取りが可能です。

例えば、このサービスでは銀行口座番号を忘れても登録している国民 ID または携帯電話番号を使用してお金を受け取ったり、送金したりできます。タイ人は ID カードの携帯が義務付けられていますし、携帯電話は通常持ち歩いていますので銀行の口座番号を忘れても大丈夫です。

以上、簡単ではありますが、タイの銀行のサービスを紹介させていただきました。同じ銀行でも日本とタイでは少しずつ違う部分がありますね。今後も変わったサービスがあれば紹介させていただきます。皆さまが少しでもタイに興味を持っていただけると嬉しいです。

バンコク駐在員事務所

所在地：
689 Bhiraj Tower at Em Quartier
Room no.1901-UnitA,19th Floor,
Sukhumvit Road, Klongton-nue,
Wattana, Bangkok 10110, Thailand
TEL： +66-2-261-2676
FAX： +66-2-261-2677

新興国ニュース
第７１回
海外最新ビジネス情報

株式会社東京コンサルティングファーム

今回はフィリピン・シンガポール・インドネシアの最新情報をお届けいたします。
ぜひご一読ください。

～フィリピン～

【フィリピンでの失業率】

2023 年 2 月 8 日に発表された Philippine Statistics Authority(PSA)のデータによると、フィリピンの失業率は 2022 年 12 月時点で 4.3%にまで下がりました。
前年同月の 6.6%に比べると、2.3%の減少になります。
しかし、年間の失業率で見ると 2022 年の失業率は 5.4%になり、コロナ禍以前である 2019 年の 5.1%よりは高く、未だ回復途上の様子です。

上記 PSA の報告によると、フィリピン人失業者の数はおよそ 222 万人で、2005 年 4 月以降、2 番目に低い数値となりました。また、前年 2021 年 12 月の 327 万人よりは少なく、同年 2022 年 11 月の 218 万人よりは多い数値となります。

不完全雇用である Underemployment についても、前年 2021 年 12 月 14.7%に比べると 12.6%と減少し、同年 2022 年 11 月の 14.4%に比べても減少となりました。

National Economic and Development の秘書役 Arsenio M. Balisacan 氏によるとコロナ禍の厳しかった規制が緩和されて経済活動が再開されたことにより、フィリピン人労働者が増え国内の労働市場もプラス傾向になっています。

実際、経済活動が再開しだしてからは、170 万人のフィリピン人労働者が増加し前年 2021 年の 65.1%を上回る 66.4%の就業率が記録されました。

～シンガポール～

【コロナ終息宣言～MRT でもマスク不要に～】

感染率の減少に伴い、規制の段階的な撤廃を進めてきたシンガポールですが、２月９日、ついに「コロナ終息宣言」を発表しました。これにより、１３日より事実上全ての新型コロナウイルス関連の規制が撤廃されることとなります。

・マスク着用は？
２０２２年８月２９日以降、殆どの施設でのマスク着用義務が撤廃されてましたが、MRT や公共バス、タクシー等の公共交通機関においては依然として義務付けられておりました。

健康省（MOH）は、２月１３日より公共交通機関でのマスク着用も撤廃することを発表しました。これにより、医療機関や飲食店等を除き、ほぼ全ての場所で”マスクフリー”で過ごすことが可能となりました。

・実態は？
公共交通機関でのマスク撤廃が廃止されてから一週間（２月２０日時点）が経ちますが、まだマスクを着用している人も一定数見受けられます。（肌感覚としては、半数ほどはまだ着用しているようです。）

また会社でも、任意の防疫ポリシーとして、職場でのマスク着用義務継続している会社も、日系、非日系共に一定数見受けられます。

従業員同士の密室での接触が多く、感染リスクが高い業種や職場については、最低限の対策は維持するのが好ましいでしょう。

～インドネシア～

【駐在員帰任前・引継時にしておくこと】

今回は駐在員の帰任前や引継ぎの際に必要な手続き、注意点をまとめました。

これから帰任される駐在員の方や、後任として引継ぐ駐在員の方のご参考になれば幸いです。

【ビザ編】

＞ビザ抹消手続き（EPO）

EPO 手続きは、通常ご出発の 1 週間ほど前より手続きを開始し、2～3 日前までに完了します。EPO が完了してから 7 日以内にインドネシアから出国する必要があります。EPO 後 8 日目以降にインドネシアに滞在する場合は、ビザなしのオーバーステイとして 1 日あたり 1,000,000 IDR のペナルティが発生します。

【労務編】

＞BPJS（JHT）の返金手続き

BPJS Manpower の老齢給付（JHT）は帰任時に積立金の返金が可能ですが、2 か月ほど申請に時間がかかりますので、帰任の時期が決まり次第スケジュールを立てる必要があります。

【法務編】

＞取締役変更手続き

取締役の駐在員の交代の際には、取締役変更手続きを行いインドネシア法務人権省（MOJ）へ定款を登録する必要があります。契約書や監査報告書等のサインは、登録された取締役のみが可能なため、契約締結時や監査時には、予め取締役変更手続きを考慮したスケジューリングが必要になります。

【税務編】

＞税務サイナーの変更

定款に名前が載っており、かつ就労ビザと NPWP（納税番号）を持つ外国人、もしくはインドネシア人を税務サイナーに登録する必要があります。税務サイナーとなっている駐在員の方が帰任される際には、サイナーの変更を忘れずに行うようにしましょう。

＞個人所得税確定申告

帰任時、個人の NPWP（納税番号）を返却する際に、「1 月 1 日～インドネシア出発時」までの個人所得税確定申告が必要になります。

＞NPWP 返却、及び個人税務調査

個人所得税確定申告の後に、NPWP の返却申請を行うと駐在員個人に対して税務調査が行われます。

税務調査の期間は約 1 年間と長期間になるため、インドネシア現地側で連絡が取れる担当者や専門家を手配しておくとよろしいかと思います。

【会計編】

＞会計監査のサイナー

取締役の駐在員の交代の時期に、会計監査が行われている場合は注意が必要です。

監査報告書のサイナーは現地法人の代表（取締役）が行いますので、サイナーとなる取締役の方が帰任される場合は、早めに取締役変更手続きを行いましょう。

取締役変更手続きを行っていない場合は、例え日本に帰任後も、前任者が監査報告書にサインする必要があり、書類の郵送のために費用や期間が発生してしまいます。

以上

株式会社東京コンサルティングファーム

インド・中国・香港・ASEAN・中東・アフリカ・ラテンアメリカなど世界27か国に拠点を有し、各国への進出や進出後の事業運営についてトータルサポートを行っている

また、新興国投資に対応したデータベース「Wiki-Investment」を提供し、30 カ国の投資環境や会社法、税務、労務、M&A 実務といった内容を掲載

(URL　http://wiki-investment.com/)

さらに「海外投資の赤本」シリーズとして、インド・中国・東南アジア各国・メキシコ・ブラジルなどの投資環境、拠点設立、M&A、会社法、会計税務、人事労務などの情報を網羅的かつ分かりやすく解説した書籍を出版している

問合先： f-info@tokyoconsultinggroup.com

ベトナムのいまとみらい
＜第４回＞
ベトナム研修のすすめ

みらいコンサルティンググループ
Nippon MIRAI Company Limited
Hanoi Office Branch Director
社会保険労務士
山本　真佑氏

今回は、2022 年に実施された当社のベトナムでの海外研修についてご紹介したいと思います。今年はベトナムへの出張者や旅行者が一層増えることが見込まれますので、これからベトナム渡航やそのアテンドをご予定される方は是非参考にしていただければと思います。

＜視察研修概要＞

研修期間：３泊５日
訪問場所：ホーチミン・ハノイ
研修の目的：ベトナムの市場や今後の展望を知ること

今回企画した研修は、実質３泊５日でホーチミンとハノイ両方を巡りながら、観光と企業訪問を行う欲張りプラン。そのため、なかなかタイトなスケジュールになりました。ホーチミン・ハノイ間は飛行機で約２時間かかり、もちろん空港までの移動や搭乗手続きなどで移動日は移動だけでほとんど終わってしまうことを覚悟しておいた方がよいかと思います。

今回の行程で、特に参加者の印象に残ったのは、技能実習生の送り出し機関への企業訪問です。技能実習生は昨今、どちらかというと負の部分がメディアで取り上げられることも多いのですが、その送り出し機関曰く、それらは日本で働いて短期間で高い賃金だけを得ようとする需要層向けに商売するブローカーの存在が大きいとのことでした。

今回訪問した送り出し機関の最大の特徴は、日本に送り出す前の教育に長い時間をかけてプログラムを組んでいること。ベトナムに帰国しても職に困らないよう、長期的な人生のキャリアパスを描いていくことを目的としているそうです。これまで日本に長年優秀な技能実習生を送り出してきた実績豊富な機関であり、貴重な話を伺えたと思います。

また、訪問時に授業の様子を見学させていただきました。授業を受けるベトナム人学生達のキラキラと輝く目と、日本で働きたいという強い意志を肌で感じることができ、参加者全員の心に響きました。

他にも、ベトナムにおいて長く第一線で活躍している日系企業をご訪問させていただくなど、日本ではなかなか体験できない学びの場となりま

した。ベトナム研修のご相談をいただいた際には、是非こうした現地の企業もご紹介させていただきたいと思います。

最後に、今回の研修企画兼アテンドを終えて感じたことをいくつか綴っていきたいと思います。

① 北部南部を見るメリットとデメリット

ハノイとホーチミンを一度の研修で両方まわることは非常によいと思います。北と南では天候、歴史、文化、ビジネス、さらに、人の気質までまるで他の国のように異なりますので、この比較ができるのはとても有意義だといえるでしょう。イメージとしては、ハノイは首都であり政治的で保守的、ホーチミンは最新の都市で自由闊達という印象です。この辺をビジネスにからめて視察することができるととても参考になるのではないかなと思いました。

同時にこれを行う為にはある程度の日数が必要になることは否めません。今回のように実質３泊（ホーチミン２泊、ハノイ１泊）だと、かなりタイトです。

② 食事をどこにするか

せっかく海外に来ているのでその国の料理を体感した方がよい、というのは間違いありません。ただ、日系レストランが多く進出している国では、そこで広く支持されている日系レストランに行ってみるのもいい研修になると思います。今回Pizza 4P’ｓという日本人経営のピザ屋へ行きましたが、現地の人に売れているものには必ず相応の理由があり、それを知ることで海外進出における成功のヒントが見出せるはずです。

③ 企業訪問を入れた方がよい

市場調査のように現地の様子を実際に目で見て身体で感じることはとても重要です。ただ、ビジネス現場の方の話を聞く機会を設けるのが一番刺激を受けると思っています。今回の研修行程では、日系の不動産会社や技能実習生の送り出し機関、建設中の工業団地の社長に直接話を聞く機会をいただきました。面会後のバス移動中に毎回メンバー同士で感じた事や自分ならどう思うかを自然とシェアしていたので、よい機会になったと感じています。

簡単にポイントをお伝えしましたが、今後ベトナムにお客さまをアテンドしたり、社員研修で訪問する機会があれば参考にしていただければ幸いです。

みらいコンサルティンググループは毎年海外研修をおこなっています。もし、少しでも自社の研修を効果的にするためのヒントが必要であればどうぞお気軽にご相談ください。

海外進出セルフチェック

https://globalvc.jp/selfcheck/

みらいコンサルティングでは、ベトナムを含めた海外への事業展開をご検討のお客様に、「海外進出セルフチェック」をお勧めしています。漠然としたイメージが具体化できるとご好評いただいています。

ぜひお試しください。

全25問で診断結果が出ます。

スマホはこちらから→

◆みらいコンサルティングベトナムのご案内◆

ベトナム進出のご相談先：

みらいコンサルティングベトナム　ハノイ支店

9th Floor, VIT Tower, 519 Kim Ma Street,

Ba Dinh District, Hanoi, Vietnam

山本　真佑

Shinsuke Yamamoto

yamamoto-s@miraic.jp

事業内容:

みらいコンサルティングベトナムでは、ベトナムでのビジネス事情に詳しい日本人コンサルタントが日越両国拠点からご支援します。市場調査から法人設立、会計・税務支援に加え、ベトナム企業との各種マッチングや、在ベトナム日系企業が抱える労務・人事問題への支援、現地法人への日本親会社からの内部統制など、あらゆる課題におこたえします。

タイ法令の最新情報

Asia Alliance Partner Co.,Ltd.(AAP)
（マイツグループ中国
・アジア進出支援機構メンバー）
今回はAsia Alliance Partner Co.,Ltd.(AAP)より、タイ法令の最新情報をお届けいたします。

民商法典の改訂点について

2022年11月8日に民商法典の改訂が官報で公示され、2023年2月7日に施行されました。
主な改訂点を以下の通り集約しましたので、ご確認ください。

件名	旧法律	改訂後	AAPのポイント解説
会社の発起人数（第1097条）	3名以上の発起人が必要	2名以上の発起人が必要	発起人が２名へ変更されましたので、その後の株主も２名で問題ありません。 その結果、日本とタイの２社合弁での会社設立がしやすくなりました。 合わせて第1237条の解説もご参照ください。
取締役会（第 1162/1条）	（無し）	会社の付属定款で禁止されていない限り、取締役会はオンラインミーティングに関する法律に従い、オンラインミーティングで会議を開催することができる。	当該制度は２０２０年に施行された緊急勅令を意味します。 株主総会のオンライン開催については、今回の民商法典改訂には特段の言及がなされていませんが、当該緊急勅令によりオンラインでの開催が可能と考えられます。
株主総会招集通知（第1175条）	新聞への告示および配達証明付き郵便による招集通知の送付 普通決議　総会開催日の7日前 特別決議　総会開催日の14日前	株主総会開催通知は、会社が無記名株式を発行している場合を除き、新聞に掲載する必要がなくなる。 招集通知は、株主総会開催日の7日前までに（特別決議の場合は、少なくとも14日前までに）、会社の株主名簿に記載されているすべての株主に対し、株主総会招集通知を配達証明付郵便付郵便で送付する。	付属定款で開催通知についての手続き規定がある場合には、その規定が優先的に適用されるので、改訂後の規定がそのまま適用されるわけではありません。よって、**今回の改訂に従って新聞公告を省く場合は、付属定款を民商法典の改訂の内容に従い、相応に修正する必要があります。**

件名	旧法律	改訂後	AAP のポイント解説
株主総会の定足数 （第 1178 条）	株主総会上で出席株主又は代理出席者の合計株式数が資本の 4 分の 1 以上であれば決議が可能である。	株主総会に参加する株主の株式数を会社の株式数の 4 分の 1 以上とすることに加え、決議のためには出席者数が少なくとも 2 人以上である必要がある。	2 人以上会議に出席しなければならないということが明らかになったので、その点ご注意ください。
配当金の支払 （第 1201 条）	（仏暦 2560 年（西暦 2017 年）4 月 4 日付の国家平和秩序維持評議会議長令）配当金の支払いは株主総会又は取締役総会の決議日より 1 ヶ月以内に行わなければならない。	会社は株主総会、又は取締役会の決議日から 1 か月以内に配当金の支払いを**完了しなければならない。**	当該制度は従来より存在していましたが、今回の改訂により、明確に法定化されました。尚、実務に影響はありません。 尚、違反した場合には、20,000 バーツ以下の罰金が科されることがありますので、その点ご注意ください。
裁判所命令による会社の解散 （第 1237 条 (4)）	(4) **株主が 3 人未満**となった場合	(4) **株主が 1 名と**なった場合	この規定により株主が 2 名による会社経営が可能になりました。

Asia Alliance Partner Co.,Ltd.
（マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー）

Asia Alliance Partner は 2004 年タイにて設立以降、既進出日系企業や新規進出企業向けに進出前のご相談対応から、進出手続代行、進出後の日々の会計税務法務支援、年次法定監査までワンストップでサービス提供しており、在タイ日系企業向けコンサルティング会社としては最大規模で運営しております。

ーお問い合わせ先―
Asia Alliance Partner Co.,Ltd.
【所在地】
1 Vasu 1 Building 12 Floor, Soi Sukhumvit 25, Sukhumvit Rd., Klongtoey-Nua, Wattana, Bangkok 10110
【Mail】info@aapth.com
【URL】http://www.aapth.com

中小企業の軽減税率適用から外資系企業が除外へ
＜マレーシア＞

Kato Business Advisory
（マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー）
Managing Director
日本国公認会計士
加藤 芳之氏

＜ポイント＞

- 中小企業の軽減税率適用から外資系企業除外へ
- キャピタルゲイン課税、企業グループの再編に影響

〈中小企業の軽減税率適用から外資系企業が除外へ〉

N 子：加藤さん。前回は、新政府による予算スピーチの内容につき、主な税制改正点をご解説頂きました。今日から詳細な中身をご説明頂けるんですね？

加藤：はい。私もそのつもりでしたが、スピーチ内容が予算案(ファイナンスビル)に落とされた段階で、驚くべき内容がありましたので、ご紹介します。

N 子：え、どんな内容ですか？

加藤：はい。前回も、中小企業の軽減税率について説明は致しましたね。

N 子：はい。

加藤：税務上の中小企業の定義に当てはまる場合、従来は所得(利益)60 万リンギまで 17%税率が適用されていたのですが、今回のアナウンスにより 15 万リンギまでの所得について 15%と、更なる軽減税率が適用される事になり、僅かですが喜ばしい事だとお伝えしました。

N 子：はい。

加藤：ところが、ファイナンスビルには、元々付いてない条件が突如付けられたのです。

N 子：どういう条件ですか？

加藤：外資の排除ですよ！

N 子：本当ですか？

加藤：具体的に言うと、軽減税率を享受するためには、外国企業や外国人が当該マレーシア会社の株式を 20%超保有してはならないというものです。

N 子：従来、外資規制というのは全く無かったんですよね？

加藤：全くありませんでした。実際、私どものお客さんでも、2 割くらいがこの中小企業に該当しますので、日系企業全体に同じ割合をかけると 200-300 社程度は影響受けるかも知れないですね。

N 子：大変な事ですね？

加藤：そう思いますね。。。 外資系企業が一丸となって声を上げ、なんとか阻止したいですね。

N 子：本当にそう思います。

加藤：ちなみに、外資規制の適用は 2024 年度です(3 月決算の場合、2024/3 締めの決算から)です。税務上の中小企業の定義ですが、資本金 RM2.5mil 以下というものですが、ややこしいのが自社だけでなく、親会社や兄弟会社の資本金も各々 RM2.5mil 相当額以下である必要があります。

N 子：よく分かりました。

〈その他〉

加藤：その他、詳細説明に行く前に、既に読者の皆さんや、私のお客さんから、色々ご質問が来てますので紹介しますね。

N 子:はい。

加藤：まずキャピタルゲイン課税(非上場株式)について、企業グループの再編に影響するのではないかというご質問です。これについては、まだ詳細が決まってないので何とも言えませんが、いずれにせよ、マレーシア現法が兄弟会社株式を保有していて、それを売却して利益が出た場合は課

税されますね(他の損失との相殺可否や、外国税額控除等の適用の詳細については不明)。
N 子: はい。
加藤: ただ、日本本社が有するマレーシア現法の株式をシンガポール等へ譲渡したりする場合に課税されるかどうかは、ゲインの発生する会社が外国企業なので、どうなるか分かりません。先日申した通り、所得税(法人税)の範疇内でキャピタルゲイン課税がなされるのか、不動産譲渡益税(RPGT)の様な新法を作るのかによっても違ってきます。また、スタンプデューティーなどで見られるグループ内免除の様なスキームが入れられるかどうかも不明です。
N 子:なるほど。あと奢侈税についても、新法になるのか、SST(売上税)の範疇で特定品目の税率引き上げになるか、まだ分からないですね?
加藤: 分かりませんが、新法なら小売段階で課税、SST の範疇なら今まで同様、卸売業者が輸入した段階等で課税になるのでしょう。ま、いずれにせよ、まだ決まってません。。。
N 子: 有難うございました。

NNA 隔週記事 (出所:NNA)

Kato Business Advisory (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

マレーシアに 1997 年から駐在し、マレーシア進出の日系企業に対し 20 年以上、会計・税務、経営面をサポートしています。2020 年に独立し、現在の KATO BUSINESS ADVISORY を設立。日系企業の現地進出支援を展開している会計系コンサルティング会社です。
【代表者】加藤　芳之
【社員数】9 名 (2020 年 11 月 時点)
【有資格者】6 名
【支援業務内容】
マレーシア進出支援:設立、設立後の会計・監査・税務、経営支援
設立前のご相談から設立支援、設立後の会計・監査・税務、経営支援まで幅広くサポートさせて頂きます。
国際税務支援:移転価格対策等
移転価格対策等、海外展開している日系企業が抱える税務リスクをトータルにサポートさせて頂きます。
間接税支援
マレーシア特有のセールス・サービス税や不動産譲渡益税等につき、長年の実績をベースにサポートさせて頂きます。
M&A 支援:バイサイド、セルサイド、財務 DD 対応
会計事務所系コンサルティング会社だからこそできるサービスを提供させて頂きます。

ーお問い合わせ先ー
KATO BUSINESS ADVISORY SDN BHD
N-6-10, The Gamuda Biz Suites, No.12, Persiaran Anggerik Vanilla, Kota Kemuning, 40460 Shah Alam, Selangor, Malaysia
Kato@kato.com.my
携帯:+60-12-371-0369

＜中国本土への入国・香港との往来まとめ＞

香港マイツビジネスコンサルティング

香港政府は2月22日に2023/24年度の香港財政予算案を発表しました。その中で経済振興策として香港永久居民に電子消費券5,000香港ドルが配布されることが盛り込まれました。電子消費券は2回に分けて配布される予定で、まず1回目は4月に3,000香港ドル分が配布されます。永久居民以外の香港居民には電子消費券2,500香港ドルが配布されるということです。電子商品券の再配布は香港市民から期待の声も高かったので、前回配布された時より金額が下がったものの、やはり再配布の発表は嬉しいニュースとなりました。

マカオ政府は感染状況がここ2ヶ月落ち着いていることから2月27日より屋外でのマスク着用義務を緩和すると発表しました。もちろん医療機関やタクシーを除く公共交通機関の利用時においては、引き続きマスクの着用が必要です。世界的に見ても各国ですでにマスク着用義務は徐々に撤廃されて来ています。

香港においては、本日、明日3月1日（水）から屋内外でのマスク着用義務の撤廃を急遽発表しました。医療機関への入場時、免疫系疾患のある方や持病のある方など、一部では引き続き着用を推奨するとのことですが、およそ2年半ぶりのマスク着用義務の完全撤廃に香港市内は今朝からこの話題で持ちきりです。

出入境関係はこの2月から大幅に緩和の動きがありました。最新の情報をまとめます。

＜海外から香港への入境＞

・2月6日以降、海外から非香港居民（3歳以下は除く）が香港に入境する場合のワクチン接種義務が廃止となりました。
・香港入境後に発行された臨時ワクチンパスも撤廃となりました。
・入境日の空港での核酸検査、入境2日目の市内の検査センター等での核酸検査が撤廃となりました。
・入境後、当日（0日）から5日目の間は毎日、迅速抗原検査を実施することが推奨されており、もしも陽性となった場合は政府機関へ報告して指示に従う必要があります。
・引き続き、空港から香港に入境する場合はフライト出発予定時刻（空港以外から香港に入境する場合はフライト到着予定時刻）より24時間以内に迅速抗原検査（RAT）或いは48時間以内にPCR検査を受け、陰性である必要があります。
・検査結果（自身で実施した場合は写真、医療機関の場合は陰性証明）については90日間保存する必要があり、香港政府の職員より求められた場合は提示しなければなりません。
・検査結果については入境前にオンライン健康申告を通じて事前登録することも可能です。QRコードの有効期間は空港から入境する場合は発行後96時間、空港以外から入境する場合は発行後24時間となっています。

＜中国本土と香港の出入境＞

香港～中国本土の往来に関する各種制限が2月6日から全面撤廃され、以前のように人々が香港と中国本土を往来できるようになりました。陸路、空路、海路を問わず全ての出入境において、1日当たりの上限人数も撤廃され、事前のオンライン予約、PCR検査、迅速抗原検査（RAT）の陰性結果の提示も不要となりました。

もし中国本土へ入境する前の7日以内に海外に滞在していた場合は、PCR検査（出発前48時間以内）の結果が陰性である必要があります。

ここで対象となっているのは、「港澳居民來往内地通行證」と呼ばれる、中国政府が香港・マカオ居民に対して発行しているIDの保持者で、これを持たない外国籍の香港居民（香港IDカード保持者であっても）の場合は、香港から中国本土に入国する際は次の項目となります。

＜海外から中国への入国＞

・健康コード申請が廃止となりました。
・出発48時間前以内にPCR検査（抗原検査は不可）を行い、陰性証明書を出発当日に持参します。
・陰性証明書を取得後、「中国税関出入国健康申告」を行う必要があります。
・現在も「査証免除措置」は停止されていますので、渡航目的に合ったビザが必要です。
・中国で「外国人永久居住証」「外国人居留許可証」「APECビジネストラベルカード」のいずれかを所持している場合に限ってビザは不要です。
・各種ビザの中で、現在は観光ビザ（Lビザ）のみ発給が停止されています。
・取得できる主なビザの種類は、中国内で就労するための「就労ビザ」、長期（180日以上）と短期（180日以下）の「留学ビザ」、中国内に就労や留学のために滞在している家族を訪問する「随行家族ビザ」、出張者などには「商業・貿易ビザ」「常駐記者ビザ」「臨時記者ビザ」などがあります。

例えば日本人が日本から香港に観光旅行に来る場合は、コロナ前のようにビザ無しで入境し90日間の滞在が可能ですが、滞在中に香港から一足伸ばして中国本土に観光目的で入ることは今のところできません。

そして日本人が出張等で香港に来る場合、同様にビザ無しで90日間の滞在が可能ですが、もし香港から中国本土に入る場合は別途ビザを取得しておく必要があります。

最後に、香港永久居民の資格失効について触れておきます。香港永住居民の資格を持つ外国人が、母国に帰国したり、他の国で働いたりするなどで36カ月（3年）連続して香港を離れるとその資格は失効します。コロナ禍であっても特別な救済措置はなく、失効すると香港入境権（Rights to land in Hong Kong）に切り替わります。永久居民と入境権はほぼ同じステータスで、香港でまた居住し、働くことも可能ですが、選挙権が無くなったり、社会保障の一部の受けられなくなったりするなど細かい部分では多少異なります。入境権に切り替わった後でも、また香港で7年以上居住し申請資格を満たせば香港永住居民の再申請は可能です。

香港マイツビジネスコンサルティング

会社概要：

香港、華南地区進出の日系企業向けに会計税務、人事労務を中心に法人経営に関わる専門サービスをワンストップで提供しています。

上海を中心として中国各省にも拠点を有しており、各拠点と連携した包括的なサービス提供が可能。

ーお問い合わせ先ー

事務所所在地

Room 1005, 10/F Tower 2 Silvercord,

30 Canton Road, Tsim Sha Tsui, Kowloon, Hong Kong

Tel：+852-2959-1320

E-mail ：cs@myts.com.hk

URL ：http://www.myts.co.jp